

子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定等について

1 保育を必要とする事由（現行の「保育に欠ける要件」。次のいずれかに該当することが必要。）

- (1) 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- (2) 妊娠、出産
- (3) 保護者の疾病、負傷、障害
- (4) 同居親族の介護、看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む）
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中の継続保育利用
- (10) 前各号に類するもの

※なお、上記1（9）の事由に該当し、集団保育による発達が後退すると思われる場合の利用可能期間を、母親とともに父親も育児休業を取得する場合（「パパ・ママ育休プラス制度」利用時）は、生まれた子が1歳2か月になるまで延長（現行1年）。

2 保育必要量（新制度において新たに定められた概念。就労を理由とする利用であれば、下記のいずれかに区分される。）

保育必要量の区分

- 「保育標準時間」利用：1日11時間まで（フルタイム就労を想定）
- 「保育短時間」利用：1日8時間まで（パートタイム就労を想定）

●月120時間以上の就労 ⇒ 保育標準時間

●月60時間以上～120時間未満の就労 ⇒ 保育短時間

3 優先利用（利用調整）

保護者等の実態をより細かく反映できるようにするため、ポイント制（点数）を導入し（現行はランク制）、利用調整を行う。（別紙2「利用調整基準表」参照）

今回新設・拡充する優先利用

（1）きょうだい児【拡充】

少子化対策の一環（多子世帯の負担軽減）として、きょうだい児の入所を、特に優先する。

（2）保育士【新設】

保育士不足の状況を踏まえ、保育士確保対策として、保育士が保育所等で就労する場合、特に優先する。

（子ども・子育て支援事業計画の計画期間に合わせて、5年間の時限措置とする。
なお、同計画の中間見直しに合わせて、見直しを行う。）

（3）ひとり親【拡充】

子どもの貧困対策の一環として、ひとり親世帯の子どもの入所を、特に優先する。